

令和6年度

那覇市まなびクーポンのお知らせ

那覇市では、対象児童生徒へ学習塾代等を助成する【那覇市まなびクーポン】を交付します。**令和6年度より、中学校3年生まで対象学年を拡大します。**利用を希望される方は、下記をご確認のうえ申込み下さい。

1 対象児童生徒

那覇市在住の小学校4年生から中学校3年生のうち、令和5年度から令和6年度の間以下の①～③の世帯に該当した児童生徒

- ① 生活保護受給世帯
- ② 就学援助世帯（給食費等の援助を受けている世帯）
- ③ 児童扶養手当受給世帯（ひとり親世帯）

クーポン提供額（年額）
小学生： **84,000円**
中学生： **120,000円**
（一人あたり）

利用期限
令和7年
2月28日まで

2 クーポンの対象

国語、算数（数学）、理科、社会、英語、プログラミングのいずれかが学べる教育サービスで、**本市に登録された**学習塾、家庭教師、通信教育等

- 登録された学習塾等の詳細は、**事業者リスト**からご確認頂けます
- 希望する学習塾等の登録が無い場合、**追加登録のリクエストも可能**

（※学習塾側の都合により、登録に至らない場合や、登録に時間がかかる場合があります。）

事業者リスト



随時更新

3 申込方法等

Webまたは書類のいずれかの方法で申込みください。

※申込の際には下記資料の添付が必要です

Web申込

電子申請フォーム



必要事項を入力して下さい

書類申込

申請書ダウンロード



下記問合せ先へ郵送または直接窓口へご提出下さい

- 1 申込者（保護者）の身分証の写し
※窓口で直接申請する場合は提示のみ。
- 2 次のいずれかの写し
 - ・「保護開始決定通知書」
※令和6年3月以降に受給開始の方のみ
 - ・「就学援助認定通知書」
※令和5年度または令和6年度のいずれか
 - ・「児童扶養手当受給者証」
※児童手当・特別児童扶養手当とは異なります

申込〆切：令和7年1月31日（水）

※クーポンの利用にあたっては、他の受講者や保護者等を含む第三者に提供、開示、漏えいすることがないように十分に配慮し事業を実施しています。



《問合せ先》

那覇市まなびクーポン事業
那覇市 こどもみらい部 こども政策課
〒900-8585
那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎3階50番窓口
平日：8:30~12:00 13:00~17:00（土・日・祝日除く）
TEL：098-861-2110 FAX：098-917-0106
MAIL：KM-SEI001@city.naha.lg.jp

【事務局（委託先）】
株式会社 日本旅行沖縄
〒900-0015
那覇市久茂地3丁目21番1号 國場ビルディング2階
平日：9:45~16:45（土・日・祝日除く）
TEL：098-943-2977 FAX：098-869-4705
MAIL：naha_manabi@nta.co.jp

(R6.4)

よくある質問

【申込みについて】

Q1：申込からクーポンが使えるようになるまでの期間はどのくらいですか？

A1：①申込の翌営業日から約10日程度で、交付決定した方には、那覇市からクーポン交付決定通知書を郵送します。

(重複申込が判明した方、クーポン対象外の方には、電話またはメール等でご連絡いたします。)

②その後、事務局より、電子クーポンの利用手順などを記載した「クーポン利用者の手引き」一式を、約1週間程度で郵送します。

※郵便事情などの理由により、配達に時間を要する場合があります。

※申込開始時期(4月)、連休前後、年末年始等は、通常よりお時間がかかる見込みです。

Q2：昨年度(R5年度)まなびクーポンを利用しましたが、今年度(R6年度)も申込は必要ですか？

A2：まなびクーポンは年度ごとに交付しておりますので、昨年度ご利用になった方も改めて申込が必要になります。

Q3：添付資料を紛失してしまいました。どうしたらいいのでしょうか？

A3：それぞれの担当課にお問合せの上、再発行を受けてください。

生活保護受給証明書：保護課(本庁2階) TEL：098-861-5193

就学援助認定通知書：学務課(本庁11階) TEL：098-917-3505

児童扶養手当受給者証：子育て応援課(本庁3階) TEL：098-861-6951

【クーポン利用について】

Q1：クーポンの利用は月額制ですか？まとめて使うこともできますか？

A1：クーポン提供額(年額)を一括で交付しますので、下記のような多様な利用が可能です。

- ① 毎月の月謝代等として利用する
- ② (夏季・冬季)集中講座等の代金として利用する
- ③ 数か月分まとめて利用する(※教室側との合意が必要です)
- ④ (クーポンの提供額の範囲で)複数の教室を利用する

Q2：通いたい塾の月謝代等が高く、クーポン提供額を超える場合はどうなりますか？

A2：クーポン提供額を超えた分の費用は、自己負担となります。

Q3：クーポンをきょうだいで利用することはできますか？

A3：クーポンは対象児童生徒1人ごとに交付・利用となりますので、きょうだいで利用することは認めておりません。

Q4：クーポン交付後に、利用する教室を変える場合、再度申込は必要ですか？

A4：再度申込は不要です。令和6年度の交付済みクーポン残額でそのままご利用いただけます。

Q5：クーポンで使える範囲を教えてください

A5：クーポンでご利用いただける対象サービスは、下記の表のとおりになります。

対象となる主な教育サービス

項目	例
①科目	国語・算数(数学)・理科・社会・英語・プログラミング
②初期費用	入会金等サービスの提供を受けるために必要な費用
③受講料・月謝・その他	受講料、月謝、その他サービスの対価として支払う費用
④教材・教具・道具	サービスを利用するために必要不可欠な教材・教具で、登録事業者によるその支払いを行うべき費用(ただし、④のみの利用は不可)
⑤その他	その他、那覇市が必要と認めた費用